

本人得点の開示について

九段中等教育学校経営企画室

以下のとおり、適性検査の本人得点の開示を請求することができますので、お知らせします。

1 受付日時

2月24日（火）から4月10日（金）まで（土・日・祝日を除く）

午前8時から午後4時30分まで

2 受付場所

本校 九段校舎1階 経営企画室

3 請求できる方

(1) 受検者本人（以下、本人） (2) 受検者の保護者（以下、保護者）

4 持参するもの

全員必須：受検票

(1) 請求者が本人の場合：以下の本人確認書類のいずれか1点

本人のマイナンバーカード、資格確認書、区市町村発行の医療証など

(2) 請求者が保護者の場合：アとイの両方2点

ア 本人確認書類 保護者のマイナンバーカード、資格確認書または運転免許証などの公的証明書

イ 本人と保護者との関係を証明するもの 本人の資格確認書（※）または住民票の写し（原本、発行3か月以内、本人と保護者が記載されている世帯全員のもの、続柄記載あり）

※得点开示をする保護者の氏名が資格確認書に記載のある被保険者の氏名と一致すること

5 手続きに関する推奨

保護者の方が単独でお越しの場合、ご提示いただく書類が多いことから、できる限り本人と保護者の方がお越しいただき、受検票と本人の本人確認書類の提示により請求されることをおすすめします（もちろん、本人や保護者の方が単独で請求することもできます）

入学者決定に関する実施要綱より抜粋

第3 本人得点の開示 第3-1 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）の手續（1）受検者等は、九段中等教育学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。（2）受検者等は、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表（様式 11）を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。第3-2 九段中等教育学校長の手續（1）受検者等から九段中等教育学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、九段中等教育学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認し請求を受け付けること。（2）九段中等教育学校長は、適性検査等の本人得点開示に当たり、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、当該受検者の検査得点表（様式 11）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。また、交付期間は、令和8年2月24日（火）から令和8年4月10日（金）までとする。（3）実施要綱に基づく開示請求は、令和8年4月10日（金）を受付終了日とする。なお、実施要綱に定める交付期間以外における開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき行うものとする